

入札契約制度の改正について

契約課

1 趣 旨

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)の改正に伴い、見積り能力の無い業者が、低い価格で入札するような事態を排除するとともに、談合の防止、また、維持修繕等の小規模工事を含め、施工の把握を徹底することにより、手抜き工事や下請けへのしわ寄せ等不当な中間搾取を防止するものです。

さらに、本市における一般競争入札において、その対象となる建設工事の設計金額が引き下げられたことに伴い、併せて調査基準価格等の設定を見直すものです。

2 改正内容

(1) 入札時における積算内訳書提出

契約課において入札を執行する建設工事について、入札時に積算内訳書の提出を義務づけるものです。(測量、建設コンサルタント業務等については、従前どおりです。)

また、併せて、入札開始時間及び入札締切時間を下記のとおり変更させていただきます。

	現 行	改正後
入札開始時間	開札日 3 日前 (休日を除く。) の 午後 1 2 時から	開札日 3 日前 (休日を除く。) の 午前 1 0 時から
入札締切時間	開札日前日 (休日を除く。) の 午後 1 時まで	開札日前日 (休日を除く。) の 午後 1 2 時まで

(2) 施工体制台帳の作成と写しの提出

契約課において入札を執行する建設工事について、下請け契約する場合は、施工体制台帳の作成とその写しの提出を義務づけるものです。

提出書類	現 行	改正後
下請状況報告書	契約金額 1 3 0 万円を超え 2, 5 0 0 万円未満の建設工事	<u>廃 止</u>
施工状況報告書	契約金額 <u>2, 5 0 0 万円以上</u> の 建設工事	<u>設計金額 1 3 0 万円を超える</u> 建設工事
施工体制台帳の写し 施工体系図の写し 下請契約書の写し	契約金額 <u>2, 5 0 0 万円以上</u> の 建設工事のうち、一部を他の建設 業者に施工させる場合	<u>設計金額 1 3 0 万円を超える</u> 建設工事のうち、一部を他の 建設業者に施工させる場合

- (3) 調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格の設定の見直し
一般競争入札において、その対象となる建設工事の設計金額が引き下げられましたので、調査基準価格等の設定を見直すものです。

	現 行	改正後
調査基準価格及び失格基準価格	設計金額 <u>1億円以上</u> の建設工事	設計金額 <u>5,000万円以上</u> の建設工事
最低制限価格	設計金額 <u>1億円未満</u> の建設工事	設計金額 <u>5,000万円未満</u> の建設工事